子ども虐待に対応できる専門人材育成の提案

~社会福祉士・精神保健福祉士の活用~

(公社)日本社会福祉士会

(公社) 日本精神保健福祉士協会

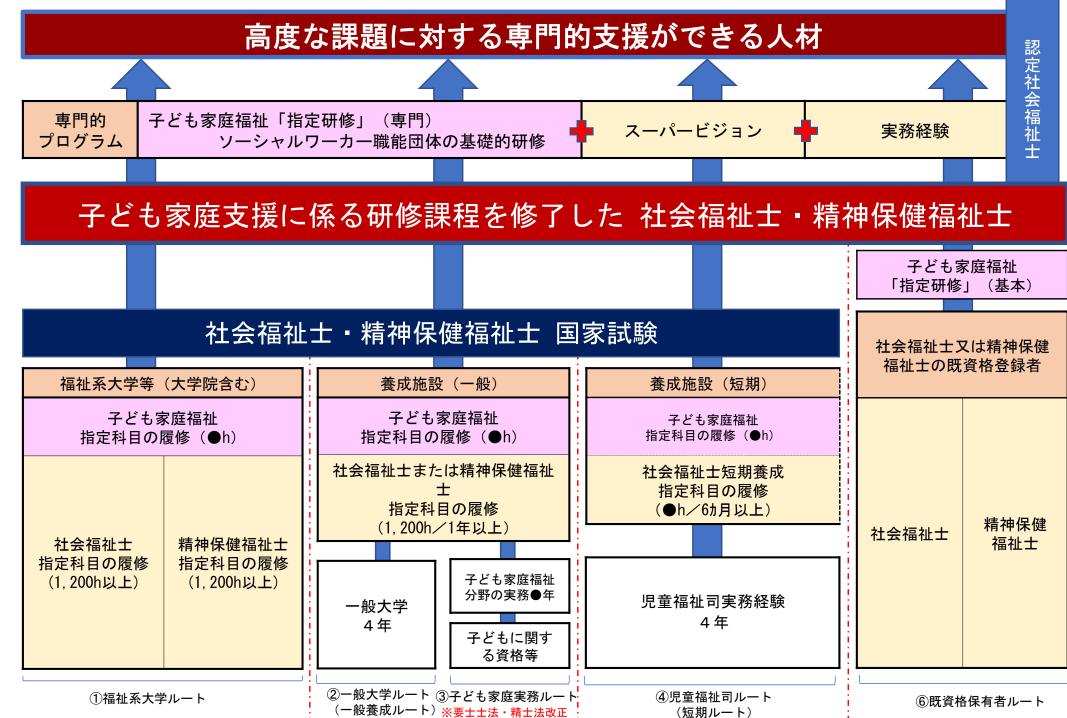
(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会

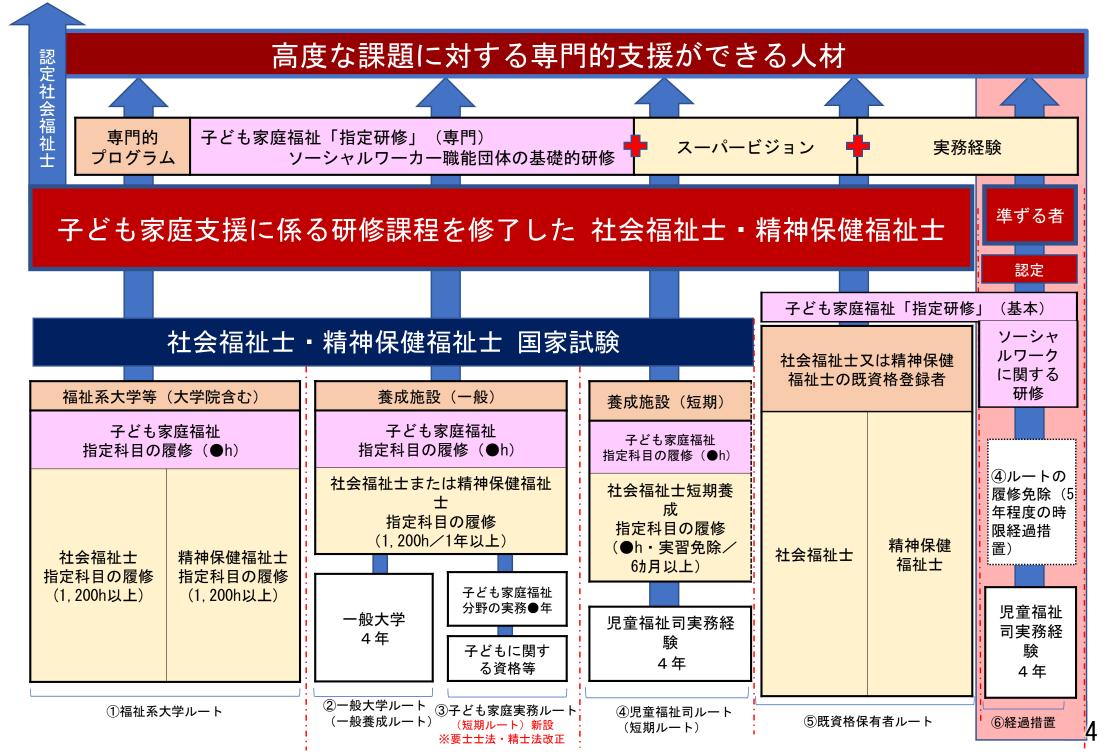
SW教育団体・職能団体で共通する基本的考え方

- 〇 子どもの貧困問題、子ども虐待、自殺、いじめ、ヤングケアラーをはじめ、子どもが抱えるさまざまな課題は、その子ども自身のみに起因するのではなく、子どもを取り巻く環境(家族を含めた周りとの関係や、地域社会の資源や制度の不足等)が課題を引き起こす要因にもなっている。
- ソーシャルワーク専門職は、そのような複雑な要因から引き起こされる子どもの課題に対して、子どもと環境(課題の要因)との接点に介在し、さまざまな制度やリソースを活用・調整しながら子どもの権利擁護や育ちを保障するための支援を行う高度な専門職である。これからの未来を担うすべての子どもを支えていくためにも、高度なソーシャルワークの専門性が求められている。
- 〇 昨今、新たな国家資格を創設する議論があるが、新しい国家資格を創設することは、 ソーシャルワーク専門職を『分野』で分断化することとなる。ソーシャルワーク専門職には『分野や制度を横断した幅広い知識に基づいたソーシャルワークの専門的力量』が求められており、新たな国家資格創設は、その専門的力量を弱めることにもつながりかねない。
- 子どもへの支援を強化する方法としては、新しい国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職として既存の国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士の基盤の上に子ども・家庭に関する内容を上乗せ・強化した認定等の仕組みを検討するべきである。

子ども虐待に対応できる人材を育成するために

- 〇 子どもを取り巻く多様な課題や環境に着目した分野・制度横断的かつ幅広い知識に 基づく専門的支援(ジェネラリスト・ソーシャルワーク)をさらに強化することが必要である。
- とりわけ、子どもへの虐待をはじめ可及的速やかに対応しなければならない課題に早く対応するためには、既にソーシャルワーク専門職として国家資格化されている社会 福祉士・精神保健福祉士を基盤に、子ども家庭福祉に関する内容を上乗せして強化する方法を検討した方が短期間で対応が可能であり、現実的かつ効果的である。
- 〇 これは、すべての子どもが日々の暮らしの中で、その命と権利が守られ、子どもらし く健やかな育ちが保障される『地域共生社会』の実現にも資する方法である。
- 〇 そのためにも、子どもへの支援にかかる施策を推進する方法として、<u>「子どもへの支</u> <u>援力を強化した社会福祉士及び精神保健福祉士」を法令上明確に位置付け</u>、その配 置・活用が着実に進められるよう法令等の整備を行うべきである。
- 〇 また、虐待等困難な事例に対応するため、<mark>認定社会福祉士</mark>を<u>管理的役割を担える人</u> 材や児童福祉司の<u>スーパーバイザーとして位置づけるべき</u>である。





認定社会福祉士制度について

検討の背景

■福祉部会報告(2006年12月12日)

社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援していくため、資格取得後の体系的な研修制度の一 層の充実を図るとともに、より専門的な知識及び技能を有する社会福祉士を専門社会福祉士(仮称)として認定す る仕組みの検討を行う。

- ■参議院厚生労働委員会附帯決議(2007年4月26日) 衆議院厚生労働委員会附帯決議(2007年11月2日) 社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等 の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉十及び専門介護福祉十の仕組みにつ いて、早急に検討を行うこと。
- ■福祉人材確保指針(2007年8月28日) 国家資格等の有資格者について、さらに高い専門性を認証する仕組みの構築を図るなど、従事者の資質向上に取 り組むこと。(職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等)

2 これまでの検討経過

- □2008年日本社会福祉士会が、ソーシャルワーカーの職能団体、ソーシャルワーク教育関係団体、経営者団体等か らなる研究委員会を設置し、研究事業としてシステムのあり方について検討開始。
- □2009年度-制度のスキーム、2010年度-研修・スーパービジョンの内容等について、報告をまとめた。
- ■2011年度、制度実施にむけ、研修の認証及び認定社会福祉士等としての認定を行う機関の設立準備等を実施。
- □2011年10月に「認定社会福祉士 認証・認定機構」を設立
 - (ソーシャルワーカーの職能団体、ソーシャルワーク教育関係団体、経営者団体等で構成)
- ■2012年度、研修認証を開始、経過措置対応としての「特別研修」を実施
- □2013年度、経過措置のスーパーバイザー登録を開始、認定社会福祉士認定を開始
- □2014年4月、認定社会福祉士登録の開始(日本社会福祉士会)
- □2021年4月1日現在、スーパーバイザー登録者782名、認定社会福祉士登録者956名、研修認証科目 313科目

認定社会福祉士認証・認定機構 5

認定社会福祉士制度の概要

資格	認定社会福祉士
活動	・所属組織における相談援助部門のリーダー ・高齢者福祉、医療など、各分野の専門的な支援方法や制度に精通し、他職種と連携して、複雑な生活 課題のある利用者に対しても、的確な相談援助を実践。
役割	①複数の課題のあるケースへの対応 ②職場内のリーダーシップ、実習指導 ③地域や外部機関との窓口、緊急対応、苦情対応 ④他職種連携、職場内コーディネート等
分野	高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野、地域社会・多文化分野
実践力養成の3つの柱	①実務経験目標 ②スーパービジョン ③研修
認定要件	①社会福祉士資格 ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③相談援助実務経験5年以上 ④ 定められた経験目標(経験すべき実務)の実績 ⑤認証された研修の受講
※更新制(5年)	研修: 20 単位以上、スーパービジョンを受ける: 10 単位以上
個人認定	上記要件を満たすことを「認定社会福祉士認証・認定機構」が審査 審査に合格した者の登録は、登録機関(日本社会福祉士会)に行う
研修認証	要件を満たす研修(職能団体、学校・養成施設、都道府県研修機関等が実施)を「認定社会福祉士認証・認定機構」が認証
SVor登録	要件を満たした者を「認定社会福祉士認証・認定機構」が審査し、合格者を登録

公益社団法人日本社会福祉士会の概要①

組織の概要

- ■1993年に任意団体として創設。1996年に社団法人化した後、2012年に連合体 組織に移行。2014年4月に公益社団法人として認可。
- ■社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位向上に努めるとともに、都道府県社会福祉士会と協働して人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ■都道府県社会福祉士会の個人会員数 42,631人。(2021年3月末現在)

主な事業内容

- ■社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること (権利擁護センターぱあとなあの運営、虐待対応専門職チームの取組等)
- ■社会福祉士の倫理及び資質の向上に関すること(生涯研修制度、認定社会福 祉士制度の推進)
- ■社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること(学会開催、研究誌 発行等)
- ■国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉専門職団体等との連携に関すること 等

公益社団法人日本社会福祉士会の概要②

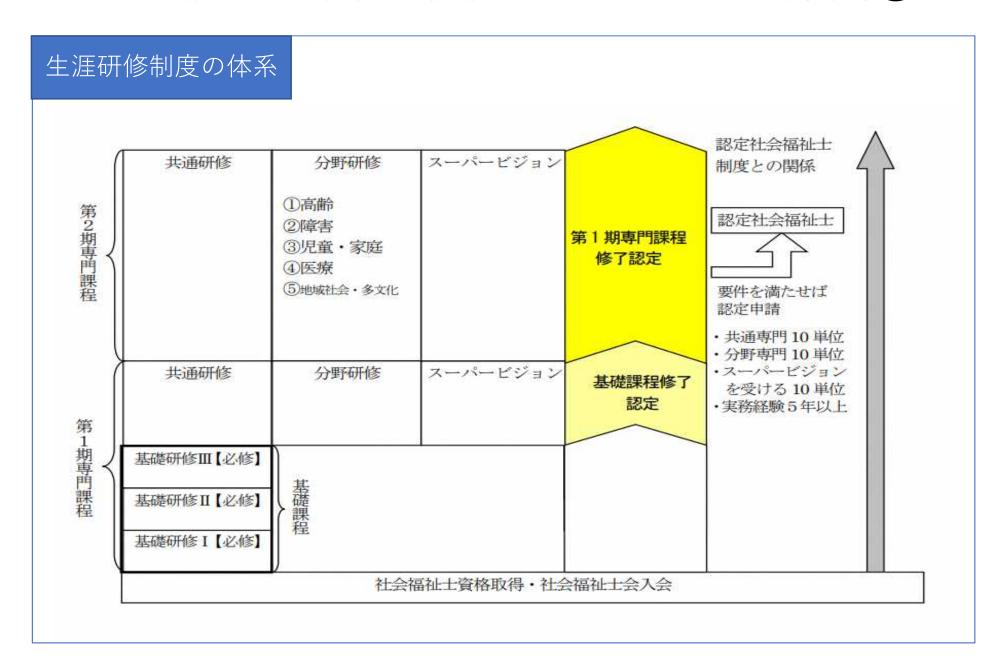
子ども家庭関する取組(2020年度)

- ■「児童家庭支援ソーシャルワーク研修」(受講者数138名)
- ■「スクールソーシャルワーク全国実践研究集会」(受講者数313名)
- ■「都道府県社会福祉士会スクールソーシャルワーク担当者意見交換会」 (31都道府県士会が参加)
- ■「スクールソーシャルワーク実践ガイドライン」の作成
- ■「未成年後見人養成研修」(受講者数66名)
- ■「子ども虐待の予防と対応研修(共通プログラム)」 (日本ソーシャルワーカー連盟の共催事業)(受講者数146名) 等

実習指導者講習会の実績

- ■2008~2011年度(厚生労働省の委託事業として実施)
 - ・修了者累計13,405名(毎年度全国18~35箇所で開催)
- 2012~2020年度(厚生労働省の委託事業として実施)
 - ・修了者累計14,979名(毎年度全国28~32箇所で開催) (※2020年度はコロナの関係で17回のみ)

公益社団法人日本社会福祉士会の概要③



公益社団法人日本社会福祉士会の概要4

補助・助成事業等の実績(例)

■厚生労働省

- ○地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業(2020年度)
- 〇日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業(2020年度)
- ○高齢者虐待の実態把握等のための調査研究一式(2019-2020年度)
- ○障害児者の相談支援を担う主任相談支援専門員の養成研修等一式(2018年度)
- ○自殺予防ソーシャルワークに関するテキスト開発およびリーダー養成研修事業 (2017年度)

■中央共同募金会

- 〇滞日外国人支援に携わる実務者(社会福祉士)の滞日外国人支援基礎力習得の ためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業(2017-2018年度)
- 〇赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金・九州」助成事業 (2016年度)

基礎的研修プログラムの修了者数

2021年3月31日現在

団体名	会員数(※1)	基礎的研修プログラム の修了者数(※2)	備考
日本社会福祉士会	42,631人	4, 939人	・基礎研修 I (12時間) ・基礎研修 II (60時間) ・基礎研修 III (57時間)
日本精神保健福祉士協会	11, 969人	1, 935人	・基幹研修 I (6時間) ・基幹研修 II (6時間) ・基幹研修 III (9時間)
日本医療ソーシャルワーカー協会	5, 428人	4,337人	・基幹研修 I (33時間) ・基幹研修 II (19時間) ・基幹研修 III (22時間)

- ※1 日本社会福祉士会については、連合体組織であるため、都道府県社会福祉士会の会員数。 日本精神保健福祉士協会は、2021年6月18日現在の人数。
- ※2 2020年度のデータについては、一部集計中。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会の取組み

- 1964年に日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会として創設。精神保健福祉十法制定を受けて1999年に名称変更。
- 目的:精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与する。
- 全世代のメンタルヘルス課題に対応している現状等から、英語表記をJapanese Association of Mental Health Social Workersに変更。

精神保健福祉士実習指導者講習会の実績(2010年~)

精神保健福祉士養成課程の「精神保健福祉援助実習」において、 実習指導者は実習指導者講習会*の修了が要件とされたことか ら、本協会として同講習会を経年的に実施し、多数の修了者を 輩出。

※講義5コマ、演習5コマ、14.5時間(3日間)

2010~2014 年度 厚生労働省の事業受託により講習会プログラム を開発、実施

- 毎年度全国11~12か所で開催
- 修了者累計5.970人(5年間)

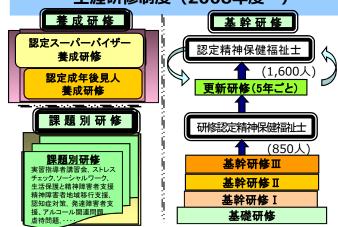
字王刀倒 , ● 毎年

2015~2020年 度 厚生労働大臣への届け出により実施

- 毎年度4~5か所で開催
- 修了者累計1,785人(6年間)

※日本ソーシャルワーク教育学校連盟の加盟校と事業連携し、テキスト等を提供。

生涯研修制度(2008年度~)



構成員の「子ども家庭」関係機関等 勤務状況





スクールSW

178





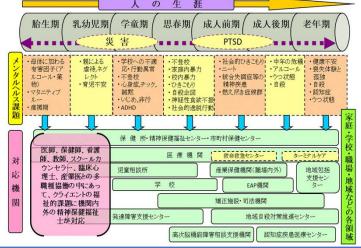
【児童福祉施設 122

構成員数1万2千人に対して、子ども家庭関係機関で勤務する者の割合は低いものの、年々増加傾向にある((来月にも公開予定の令和2年度就労状況調査ではさらに多い)。

多様な職場職域の連携

精神保健福祉士は、精神科医療機関、 市町村等行政機関、障害福祉サービス事業所等、司法機関、教育機関、 一般企業等のさまざまな職場において、親をはじめ家族の生活課題に応 じた支援を通して子ども虐待の予防 や再発防止に寄与している。

全世代のメンタルヘルス課題に対応する精神保健福祉士



「子ども家庭」も対象とした取組み

「子どもと家族の相談窓口(Eメール対応)」事業の実施

24時間受け付ける専用Eメールによる相談事業に取り組んでいる。相談者は子どもから成人・親の立場、内容は親等の暴力や虐待、子育て不安、家族の精神疾患に関する相談など多岐に渡る。 [相談件数] 101件(2021年度末)

「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業の実施

(厚生労働省自殺防止対策事業) 2021年1月~5月:4,896件

自殺リスクの高まりから「こころの健康相談統一ダイヤル」における夜間電話相談体制の補完・強化として実施。6ブロックの拠点で月〜金18:30〜22:30に精神保健福祉士、精神科看護師、公認心理師が電話相談員として対応。相談内容として、育児不安、子ども虐待、DV等家庭内問題、家族関係問

「学をも虐待に気づくためのソーシャルワークハンドブック」を発行

(https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/20201001-child.html)

参考資料

- 1 JFSW「子ども虐待の予防と対応研修」について
- 2 認定社会福祉士制度について

日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)主催 「子ども虐待の予防と対応研修(共通プログラム・専門プログラム」

■研修主旨

所属機関を問わず、子ども虐待の予防・早期発見・早期対応及び子ども家庭福祉分野に対応できる ソーシャルワーカーの養成を目指し実施するもの。

■研修目標(全体)

すべてのソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士)が子ども家庭福祉領域における支援の起点を担えるようになる。「虐待をさせない環境作り」を主眼に、虐待の発生要因となる課題にアプローチする。日常業務においてソーシャルワークを行う際に家族全体を視野に入れたアセスメントが可能となるよう、生活を支え、人権保障を基盤とし、子どもの健やかな育ちを保障するための視点と知識を修得する。

■各プログラムの目標、対象者

	共通プログラム	専門プログラム(検討中)				
研修目標	マルトリートメント(不適切な養育)が見られる家庭を地域で支え、人権保障を基盤とする子どもの健やかな育ちを保障するためのソーシャルワークを行うための視点と知識を修得する。	子ども虐待事例への支援で必要な知識・技術を修得し、高度な専門実践が担えるようになる。 共通プログラムで学修した内容をさらに深め、 子ども虐待の防止から対応まで、地域における 子ども家庭福祉の専門職として最前線で活躍 できるような実践力を形成する。				

資料 : 日本ソーシャルワーカー連盟

■子ども虐待の予防と対応研修(共通プログラム:720分)

	講義タイトル	時間	主な内容
1	子どもの権利擁護	90分	・子どもの権利条約の理念、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正経過との関係 ・我が国における子どもの権利擁護体制に関わる知識 ・子どもの声を聴くことの意義と方法 (ヤングケアラー)
2	地域共生社会とソーシャルワーク―虐待を発生させない地域づくり―	90分	・子どもが生活する地域の子育て支援、保育園、学校、学童等の現状を理解しながら、地域共生社会の実現とソーシャルワークを結びつける ・マルトリートメントが子どもに与える影響を知る。在宅支援のための社会資源の拡充
3	虐待予防 一子育て支援の重要性—	90分	・子ども虐待の社会的影響を踏まえ、子ども虐待予防が社会全体で取り組むべき目標であることの基礎的理解 ・ポピュレーションアプローチの意義と方法について知り、ソーシャルワーカーの責務や役割と結び つける
4	子どもの貧困	90分	・子どもの貧困に関わる基礎知識・子どもがおかれた現状(ヤングケアラー、ネグレクトの理解を含む)・学校や地域の子どもの居場所等との連携及び支援の実際
5	子どもの発達課題と虐待が及ぼす影響	90分	・子どもの発達に関する基礎知識(心身障害、発達障害を含む) ・アタッチメントの形成と虐待等の逆境体験の影響 ・家族への支援
6	社会的養護の現状と課題	90分	・児童養護等の社会的養護制度の中で生活する子どもの成長と自立の支援 ・児童家庭支援センターの機能 ・家庭養護・家庭的養護とチーム養育の発達
7	家族理解①	90分	・子どもが育つ基礎集団である家族の理解・家族内で生じてきた課題の理解(家族全体を理解することの意義を含む)とエンパワメント・家族システム論野視点から家族構造をアセスメントする。
8	保護者支援①	90分	・家族とのパートナーシップに基づく安全づくりの実践、「折り合い」のための要件 ・サインズ・オブ・セフティ〔SoSA〕のプロセス

資料: 日本ソーシャルワーカー連盟

■子ども虐待の予防と対応研修(専門プログラム:1,260分)

	■ 3 こ も信はのよめこな「仏町」》(サロノフム・1,200カ)			
	講義タイトル	時間	主な内容	
1	家族理解②	90分	・家族の発達と養育者の抱える課題(家族アセスメントを含む) ・メンタルヘルスの視点を学ぶ(アディクション、TIC、自殺予防、公衆衛生としての虐待予防など)	
2	保護者支援②	90分	・保護者の行動変容に焦点を当てたペアレントトレーニング等	
3	子ども虐待のリスクアセスメント・ マネジメント	90分	・児童相談所をはじめとした現場における虐待への初期対応・支援の局面が変わる際のリスク管理(家庭復帰や転居事例などを想定)・性虐待、性被害等含む	
4	養子と里親、未成年後見	90分	・制度の理解と実践の現場(権利擁護、代弁、最善の利益) ・特別養子縁組制度創設及び法制度改正の経過 ・里親制度との関係 ・特別養子縁組支援のプロセスと養親・実親への支援 ・出自を知る権利(真実告知・ルーツ探しを含む)	
5	家族法	90分	親子、養子縁組・国際比較	
6	死亡事例検証	90分	チャイルドデスレビューについて子どもの発達やトラウマについて	
7	事例検討〔演習〕	180分	・在宅の保護者支援事例、重度の保護事例等※演習の実施方法は今後検討	
8	社会的養護、被虐待児の自立支援 (当事者の語りを聞く)	90分	・子どもたちが望むもの(とくに自立を阻む問題)・ソーシャルワーカーの果たすべき役割	
9	司法・捜査機関との連携	90分	・介入、司法面接、法的対応(立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条申し立て等) ・虐待やDV、子どもの性被害防止における警察の役割と連携における留意点 ・医学的観点が必要な内容 ・司法の審判等を仰ぐケースでの課題と対応(SBS/AHTに関する司法判断の動向等含む) ・シェルター等の活動(民間の活動から学ぶ)	
10	思春期の性と人権	90分	・LGBT等(性の多様性) ・子どもとかかわる様々な現場での状況と対応上の留意点	
11	少年非行・犯罪(かかわりの難しい 子どもへの支援)	90分	※内容は要検討・虐待との関係・司法と福祉	
12	子どもとの面接	90分	※内容は要検討 (司法面接等、他科目とのバランスや講師の選定も考慮)	
13	虐待事件の養育者側の調査から	90分	・虐待刑事事件における養育者側の要因の医学・社会学的調査、等 資料 日本ソーシャルワーカー連盟	

資料 : 日本ソーシャルワーカー連盟

認定社会福祉士登録者数の目標値

1 目標値算出の考え方

- ■認定社会福祉士登録者人数の目標値を次の3種類の方法で算出
- (1)認定社会福祉士制度は実践力を担保する制度であることから、実務に携わる全ての社会福祉士 が目指すこととして算出した場合の人数

(社会福祉士で実務に携わる比率)×(取得対象年齢層)×(認定を目指す者の比率)

(2)地域社会で必要とされる認定社会福祉士として小学校区及び中学校区に1名として算出した場合 の人数

中学校区に1名 \rightarrow 約10,000名 小学校区に1名 \rightarrow 約20,000名

- (3)領域毎に必要とされる認定社会福祉士から算出した場合の人数
 - ①認定社会福祉士の役割・機能から最低1名の配置が必要と想定される組織・機関 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、児童相談所、福祉事務所、生活困窮者支援事業所(主任相談支援員)、独立型社会福祉士、等
 - ②認定社会福祉士の役割・機能から一定の比率で配置が必要とされる組織・機関 高齢者施設、障害者施設、児童養護施設、病院、スクールソーシャルワーカー、社会福祉協 議会、等

2 目標値に向けた計画

- ■算出した目標値を基礎に達成可能な計画を策定(2021年4月1日現在の実績値 956名)
 - ・2025年度 7,000名(当面の目標値)
 - •2035年度 20,000名

社会福祉士資格取得後のキャリア形成と養成体系

- ■認定社会福祉士制度における実践力育成の3つの柱
 - ① 実務経験目標…実務において経験すべき事項を明示。実務経験を標準化し、実践力を向上。
 - ②スーパービジョン…定期的なSVを受け実践力を育成。SVを行い指導力・説明力を向上。
 - ③ 研修…養成課程では学んでいない専門的な知識等を習得

実践課題に応じた知識習得・実践研究等を通じ、専門的知識の統合・運用を可能に

役割•活動 スーパービジョン 実務経験目標 【地域に広がる活動】 ○地域における権利擁護、機関 実務10年 間連携などのシステムづくり、 以上 制度の隙間にある課題に対応 ・所属組織での • 共通研修 サービス管理 するサービスの開発 SVを行う ・ 特定領域の 地域での連携・ ○組織における苦情解決、サー ネットワーキング ビス管理などの仕組みづくり 等の実践 ○実践の指導、検証、根拠の蓄 穑 認定社会福祉士として認定 実務5年 【所属組織を中心とした活動】 以上 ○複雑なケースへの対応 ○職種間連携のキーパーソン ○相談援助部門のリーダー • 個別支援を中 • 共诵研修 • SVを受ける 小とした実践 • 分野別研修 ○職場配属

研修

研究等

社会福祉士資格取得

認定社会福祉士認証 • 認定機構

1 認証・認定機構とは

- ■認定社会福祉士認証・認定機構は、認定社会福祉士並びに認定上級社会福祉士の認定、及び認定制度の対象となる研修を認証する、公正中立な第三者機関として2011年10月30日に設立。
- ■本機構は認定社会福祉士制度の運営を通して、社会福祉士の質の向上を図り、もって我が国におけるソーシャルワークの一層の発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 会員

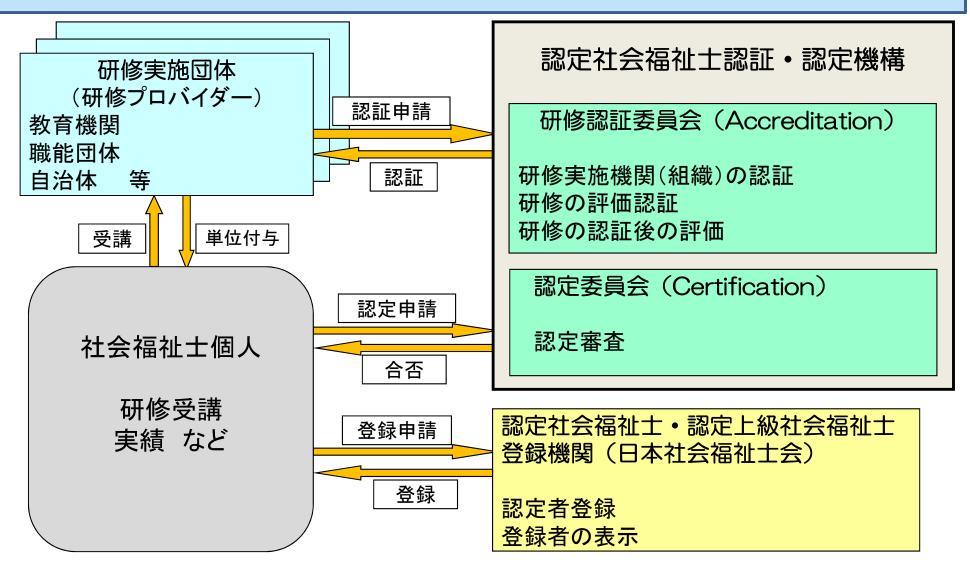
- ■社会福祉の増進に寄与する団体であって、この機構の目的に賛同して入会した団体
- ■現会員(2021年4月現在) 6団体 日本社会福祉士会/日本医療ソーシャルワーカー協会/日本ソーシャルワーカー協会 日本ソーシャルワーク教育学校連盟/全国社会福祉協議会/全国社会福祉法人経営者協議会

3 役員(敬称略)

- ■会員理事(50音順)※2021年4月1日現在 石川到覚(日本ソーシャルワーク教育学校連盟)/片岡靖子(日本医療ソーシャルワーカー協会) /金井正人(全国社会福祉協議会)/栗原直樹(日本社会福祉士会)/白澤政和(日本ソーシャルワーク教育学校連盟)/田邉信行(全国社会福祉法人経営者協議会)/二木立(日本ソーシャルワーク教育学校連盟)/西島善久(日本社会福祉士会)/橋典孝(日本社会福祉士会)/早坂由美子(日本医療ソーシャルワーカー協会)/星野晴彦(日本ソーシャルワーカー協会)
- ■会員外理事 牧野一義(日本社会福祉士会)/鎌倉克英(社会福祉法人祷友会)/潮谷有二(社会福祉法人慈 愛園老人ホーム)/栃本一三郎(上智大学)/野村豊子(日本福祉大学)
- ■監事 大嶋巌(東北福祉大学)/宗 直樹(宗公認会計士)

制度の実施体制

- □職能団体・教育団体・事業者団体が協働して制度を運用するよう、認証・認定機構を設立。
- □基準を満たしている研修を専門的な委員会の判断によって認証。職能団体、大学院、学会、事業者 団体などによる多様な教育資源を活用。
- □専門的な委員会により、認定社会福祉士等としての要件を審査。



スーパービジョンについて

- 1 スーパービジョンの単位
 - ■原則として1回につき1時間以上、1年間に6回以上の定期かつ継続的実施をもって1区分とし、 1区分の修了をもって2単位とする。
- 2 登録者が行うスーパービジョン(単位の対象となるスーパービジョン)
 - (1)機構がスーパービジョン実施要綱において指定した手順及び様式を用いて行うことが必要です。
 - (2) 単位となるスーパービジョンは、当面の間、個人スーパービジョンのみです。グループスーパービジョンは単位対象となりません。
 - (3) 第4号(1)及び(3)の登録者が行うスーパービジョンは認定社会福祉士取得のための「スーパービジョンを受ける」実績の単位対象となります。第4号(2)の登録者が行うスーパービジョンは、同一施設及び機関の職員に限って認定社会福祉士取得のための「スーパービジョンを受ける」実績の単位対象となります。
- 3 スーパービジョンの実施手順(イメージ)

■マッチング

- ・スーパーバイジー が登録スーパーバ イザーを選択
- ・県士会がコーディ ネート





- ■スーパービジョン
- •6回実施
- ・原則、個人スーパー ビジョン
- ·同一契約期間内で の相互SVの禁止

■総括 •1区分

・1区分の振り返り

認定社会福祉士認証・認定機構ホームページ

) 日本社会福祉士会トップページ 認定社会福祉士認証・認定機構 認定社会福祉士制度 □ お問い合わせ □ よくある質問 認証・認定機構とは 認定社会福祉士制度 個人認定 スーパービジョン 研修認証 ソーシャルワークの一層の発展と 国民の福祉の増進に寄与します 相談援助の国家資格である「社会福祉士」は、2021年2月末現在250,329名の資格取得者がおり、福祉施設や福祉に関する相談期間、 病院、学校、刑務所等で活躍しています。 認定社会福祉士制度は、社会福祉士の実践力を担保する民間認定の仕組みとして制定され、2012年度から運用を開始し、2021年4月 1日現在、956名の認定者が誕生しています。 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

URL: http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/

■定款・規則類、研修認証申請にかかる要綱や書式、FAQなど掲載しています。

科目名	児童・家庭分野
件日名	基準
理論・アプローチ別科目	日 的:児童及びその家族の支援に関して、各種の基礎理論及びソーシャルワーク理論に基づくアプローチの方法等を学習し、実践に活用できるようにする。 到達目標:理論の成り立ち、主要概念、方法論等について説明できる。 理論・アプローチを踏まえて、自身の実践の省察、評価し、実践の改善課題等について説明できる。 含むべき内容: ① 理論・アプローチの成り立ち・起源 ② 理論・アプローチの児童及びその家族への支援の展開 ③ 理論・アプローチに基づく支援の実際(演習)(チームアプローチを含む。) 科目構成の例示:ソーシャルワーク理論、生物・心理・社会的モデル、児童心理学、発達心理学、認知行動療法、家族病理、家族システム理論、社会的逸脱理論、ジェンダー、ケースマネジメント等の内容で、最低1単位以上で科目構成すること。 単 位 数:1単位
対象者別科目	目 的:児童・家庭分野の特定の対象者を理解するための理論と支援する方法について事例研究等により学ばせる。 到達目標:事例研究等を通して特定の対象者に対する理解を深め、円滑な支援を行えるようになる。 含むべき内容: ① 対象者の疾病・障害の理解(医学、心理、社会的な理解、生活理解) ② 対象者についての支援の展開(支援の展開、サービス・制度、社会資源、支援方法等) ③ 支援の実際(演習) 内容の例示:対象者の特性、意思決定支援、生活支援の方法、支援計画の作成、関係者会議の実施、社会資源と地域ネットワークについて、ロールプレイ、事例研究を通して学ぶ。 科目構成の例示:母子世帯、灰子世帯、施設入所児童・母子等、引きこもり、不登校、ドメスティックバイオレンス、依存症等の対象について、最低1単位以上で科目を構成すること。 留意事項:対象者の疾病・障害・生活等についての理論、チームアプローチ等を含めること。 単位数:1単位

虐待への対応(児童

後見制度の活用(未成年)

目 的:児童の虐待及びその背景を理解し、その予防と発見、発見後の対応が行えるようにする。

到達目標: 虐待被害者及び加害者の状況とニーズを述べることができる。虐待被害者及び加害者への支援のあり方、方法を説明できる。 児童虐待について具体的な対応方法を知り、対処ができるようになる。

含むべき内容:

① 児童虐待の現状と課題

② 虐待被害者及び加害者並びに関係者の理解(虐待発生の構造的理解を含む。)

③ 支援の実際(関連法・制度、連携を含む。)

内容の例示:被虐待児への影響。児童虐待の防止等に関する法律の理解。児童相談所の責務と権限行使。被虐待児の発見及び虐待対応のためのツールの理解。対応の時期とそのポイント(初動期、情報収集・整理、アセスメント、支援計画、評価・終結)。ファミリー・グループ・カンファレンス。医師、弁護士、法テラス、警察等の関係専門職・機関との連携。

留意事項:改正民法を含めること(24年度施行)。

事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。

单位数:2单位

単位振替:医療分野、地域社会・多文化分野のソーシャルワーク機能別科目群の単位に振替えできる。

目 的:未成年後見人に必要な知識・技術を修得し、未成年後見制度が活用できるようにする。

到達目標:未成年後見人に必要な知識・技術を実践で活用できるようにするとともに、未成年特有の事務(親権・成年へのみなし)について理解する。 含むべき内容:

① 未成年後見が必要になる要因の理解

② 未成年後見の申立

③ 後見受任、後見事務の遂行(開始から終了まで)

④ 関係法・制度の理解

内容の例示:家庭裁判所の実務の理解。申立手続きに関する知識(必要書類について、審判前の保全処分等)。後見人の事務の知識(財産目録の作成、後見計画の策定、家庭裁判所への報告、後見の終了)。後見人が行えない(権限がない)事項の理解。財産管理のための知識。身上監護のための知識。親権と財産管理権。社会的養護関係施設(含む里親)との支援と連携。未成年者の責任能力と監督責任。未成年の成年後見。

留意事項:弁護士や司法書士、税理士、会計士等の専門職との連携について含めること。

改正民法を含めること(24年度施行)。

事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。

3年以上の相談援助実務経験を経てから受講することが望ましい。

単位数:2単位

単位振替: 医療分野、地域社会・多文化分野のソーシャルワーク機能別科目群の単位に振替えできる。

司法福祉(児童)

児童家庭支援と要保護児童対策地域協議会

目 的: 少年非行・犯罪の特徴、少年に関する司法システム、非行・犯罪予防から退所後の支援まで社会福祉士として支援できるようにする。

到達目標:少年非行・犯罪の特徴、少年に関する司法システムを理解し、非行・犯罪予防から少年事件としての送致、保護処分決定、少年院等からの 退所後の支援等について、制度を理解・活用しながら社会福祉士として支援できる。

含むべき内容:

- ① 非行の発生に関する理解
- ② 少年法と児童福祉法と関係ついての理解
- ③ 少年事件及び司法に関するシステム
- ④ ソーシャルワークの視点と支援の実際

内容の例示: 非行の発生する構造的理解と犯罪の予防(虞犯少年)、少年事件(刑事事件と少年法)の制度理解、付添人の制度、再非行防止。地域生活 定着支援、自立支援、就労支援。

留意事項:事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。

単位数:1単位

日 め・ヱゾむ

目 的:子どもと子育て世帯が抱えるさまざまな生活課題を理解させるとともに、子ども・子育て支援、要保護児童対策、ひとり親家庭支援に関する支援施策や地域の支援体制の現状と課題を理解させ、包括的な支援体制が構築できる知識・技術を習得させる。

到達目標:多機関・多職種連携による子どもと子育て世帯に対する支援のためのネットワーク構築や資源開発が行えるようになる 要保護児童、ひとり親家庭、生活困窮家庭に対してファミリーソーシャルワークが行え、包括的な支援体制を構築することができるようになる。

含むべき内容:

- ①子どもと子育て世帯が抱えるさまざまな生活課題
- ②子ども・子育て支援、要保護児童対策、ひとり親家庭支援に関する支援施策や地域の支援体制の現状と課題
- ③母子健康包括支援センター、要保護児童対策地域協議会の役割と関係機関との連携・協働。
- ④支援体制やネットワーク構築、資源開発の実践

内容の例示:要支援児童の発見と支援。ファミリーソーシャルワーク。家庭復帰支援。地域子ども子育て支援事業。児童福祉施設と社会的養護。里親支援。子育て支援に関するボランタリーな地域資源。

留意事項:チームアプローチ等を含めること。

事例研究等により、演習を通じて学ぶ。

自身の地域の支援課題等の現状についてのアセスメントを行うこと。

単位数:1単位

単位振替:なし

(児童) スクールソーシャルワーク

目 的:教育の場を拠点とした児童・家庭支援の方法を学ばせる。

到達目標:学校現場で支援を要する児童の状況とニーズを理解し、それらの児童への支援のあり方や方法を学ぶ。 含むべき内容:

- ① 教育現場が抱える課題とスクールソーシャルワークの必要性
- ② スクールソーシャルワークの実際(連携、ネットワークを含む。)
- ③ 生活困窮者自立支援法、生活保護、就学援助制度、子どもの貧困対策の推進に関する法律の理解。

内容の例示:生活困窮、不登校、非行、虐待、いじめ、外国人児童、軽度発達障害等対象者の理解。学校についての理解とソーシャルワーカーの役割。 子どもの支援と家族の支援の方法。地域の活用と連携、社会資源の開発。

留意事項:事例研究等により、児童が直面する課題の発見、学校内部関係機関との連携、具体的介入方法等を学ぶ。

単位数:1単位

(児童・家庭) 就労(教育/社会参加

目 的: ひとり親家庭等の現状を理解させるとともに就労・教育・社会参加について学ばせる。

到達目標:ひとり親家庭等の現状を理解させるとともに就労・教育・社会参加の支援ができる。

含むべき内容:

- ① ひとり親家庭等が抱える問題
- ② 児童の労働

内容の例示: ひとり親家庭の所得保障。就労に付随する環境整備(親の就労時における子どもの福祉)

留意事項:事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。

単位数:1単位

到日月	地域社会・多文化分野(分野共通)				
科目名	基準				
司法福祉(分野共通)	目 的:犯罪の特徴を理解し、犯罪予防から出所後の支援及び犯罪被害者に対して社会福祉士として支援できるようにする。 到達目標:社会福祉の対象者(高齢者・障害者等)の犯罪の特徴を理解し、犯罪予防から出所後の支援について、制度を活用しながらソーシャルワークを展開できる。 犯罪被害者への支援が行える。 含むべき内容: ① 高齢者・障害者等の犯罪 ② 司法に関する知識 ③ ソーシャルワークの視点と福祉的支援の実際 ④ 犯罪被害者への支援 内容の例示:刑事司法、刑事訴訟、民事訴訟、更生保護、矯正、社会復帰調整官、地域生活定着支援センターの役割と支援の実際、医療観察制度。再犯予防。取り調べの可視化・取り調べにおける障害者等への支援 留意事項:取り調べにおける障害者等への支援を含めること。事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。 少年非行等児童関係は「児童・家庭分野」の科目「司法福祉(児童)」とする。 単 位 数: 1 単位 単位振替:高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野のソーシャルワーク機能別科目群の単位に振替えできる。				
地域包括ケア(分野共通)	目 的:地域包括ケアの仕組みや方法論を理解するとともに、地域におけるもれのない支援体制の構築と支援の方法について学ばせる。 到達目標:地域包括ケアの仕組みや方法論を理解し、自組織の役割、ワンストップでの支援、社会福祉士の役割を理解し、地域住民や地域の他機関等と連携・協働して支援を必要とする者を支援することができる。 含むべき内容: ①地域包括ケアの仕組み ②地域包括ケアの仕組み ②地域包括ケアにおける地域住民との連携と協働 ③分野を問わないワンストップ相談、包括的な相談・支援 ④多職種連携・関係機関・各分野の相談機関等とのネットワークの構築 ⑤社会資源の開発と共生型のまちづくり 内容の例示:分野を問わないワンストップの相談・支援、各分野の相談機関等の連携、分野横断的・包括的な相談・支援、複数分野にまたがる支援事例についての事例研究、社会資源開発と住民も参加するまちづくり 留意事項:事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。 単位数:1単位 単位振替:高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野のソーシャルワーク機能別科目群の単位に振替えできる。				

家族支援 (分野共通

的:家族システムのとらえ方、力動、介入について、さまざまなタイプの事例の検討等により学ばせる。

到達目標:機能不全に陥っている家族への支援ができる。

含すべき内容:

- ① 家族システム論と家族支援
- ② 家族の危機(家族機能不全・家族崩壊)と援助の実際

内容の例示:家族機能、家族関係、ジェンダー、周囲のシステムとの関係性について。

留意事項:事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。

単位数:1単位

単位振替: 高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野のソーシャルワーク機能別科目群の単位に振替えできる。

低所得と自立支援

的: 貧困 (未就労、低所得、失職、借金、税・社会保険料滞納) とその固定化に対する支援について学ばせる。

到達目標:労働問題及び格差等の背景と実態を把握し、制度等を活用しながらソーシャルワークを展開できる。

含むべき内容:

- ① 貧困・低所得の現状、ホームレス・住居不安定者、その原因・背景
- ② 支援の実際 (関連法、関係機関との連携を含む)
- ③ 経済的自立、社会的自立、日常生活的自立

内容の例示:現代の貧困と生活保護制度(生活保護法、生活困窮者自立支援法等)、社会適応訓練・自立支援プログラム。低所得対策。ホームレス対 策。事例をもとにした支援の演習。

留意事項:事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。

単位数:1単位

単位振替:高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野のソーシャルワーク機能別科目群の単位に振替えできる。

災害対応・支援

(分野共通

的:災害対応の法制度、関係機関の役割、災害発生後から福祉的ニーズの変遷、生活支援の実際を学ばせる。

到達目標:災害時における被災者の生活課題やその後の生活の安定のために、制度等を活用しながらソーシャルワークを展開できる。

含むべき内容:

- ① 防災・減災のための取組み
- ② 災害時の被災者支援のあり方
- ③ 復旧・復興時の支援
- ④ 被災者支援に関する各種制度

内容の例示: ソーシャルワーカーによる災害支援、災害復興プロセス、支援環境の整備、要支援者のアセスメント・スクリーニング、災害ボランテ ィアコーディネート、活動記録、情報共有と情報発信、支援者の精神保健、活動評価、災害救助法、災害対策基本法、被災者生活再建支 援法。地域防災計画・地域福祉計画・福祉避難所。

留意事項:被災地域のワーカーとしての活動と被災地外から被災地支援を行う場合の支援のあり方について含める。

事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。

単位数:1単位

単位振替:高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野のソーシャルワーク機能別科目群の単位に振替えできる。

目 的:住民活動・ボランティア・NPOの支援の方法を学ばせる。

到達目標:地域における住民活動やボランティアの受け入れ、コーディネート等のボランティア・NPO 支援の方法を学び、地域福祉活動を推進できる。

含むべき内容:

- ① 福祉教育、住民活動支援、ボランティア・NPO 支援
- ② 地域プログラム開発

内容の例示:ボランティアコーディネート、小地域活動、サロン活動、地域住民と関係機関の連携

留意事項:事例研究等により具体的な対応方法を学ぶ。

単位数:1単位

単位振替:高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野のソーシャルワーク機能別科目群の単位に振替えできる。